

仙 台 市 介 護 保 険 審 議 会

地域密着型サービス運営委員会（第6期計画期間 第7回会議）議事録

日時：平成29年1月10日（火）18:00～

場所：市役所本庁舎2階 第3委員会室

<出席者>

【委員】

阿部一彦委員、五十嵐講一委員、板橋純子委員、小笠原サキ子委員長、草刈拓委員

小坂浩之委員、鈴木久雄委員

以上7名、五十音順

（田口美之委員、土井勝幸委員 欠席）

【仙台市職員】

會田健康福祉局保険高齢部長、下山田高齢企画課長、大浦介護保険課長

大友高齢企画課施設係長、石川介護保険課管理係長

中野介護保険課指導第一係長、佐藤介護保険課指導第二係長

<議事要旨>

1. 開会

2. 報告

- (1) 定期巡回・隨時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護（建設費補助なし）、看護小規模多機能型居宅介護（建設費補助なし）、認知症対応型通所介護及び地域密着型通所介護の募集結果について（資料1）
- (2) 認知症対応型共同生活介護事前協議事業者の選定結果について（資料2）
- (3) 地域密着型サービス事業の廃止について（資料3）
- (4) 地域密着型サービス事業の指定事項変更について（資料4）
- (5) 他市町村の事業者の指定について（資料5）
- (6) 施設の整備状況について（資料6）（参考資料6-1）

事務局より説明

小笠原委員長：今の報告について、質問や意見はあるか。

小坂委員：資料1の募集結果について、事前申出なしの事業が以前から散見されるが、整備を進める中で申出がないときに、どのように募集を進めていくのか考えがあ

れば伺いたい。

下山田課長：定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、市内63中学校区の内1中学校区を除いてサービス提供エリアとなっているため、整備が進んでいると考えているが、残り1中学校区は今後の課題となっている。小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護については、資料に記載の随時募集以外にも補助事業として公募を行っており、次年度についても継続して実施する予定である。認知症対応型通所介護については、随時募集以外の新しい取り組みは今のところ考えていない。地域密着型通所介護については、毎回応募があるため、随時募集を継続していく。

小坂委員：資料2のグループホームの選定結果について、同じ中学校区に複数の事業者が選定されていることが散見されるが、地域のニーズが高いなど何か理由があつて選定されているのか。

下山田課長：グループホームは現在1中学校区で空白となっているが、募集時点では全中学校区に整備されていたため、募集対象地区を市内全域として募集を行った。事業者は市内全域から任意の土地を確保して応募してくるため、一つの中学校区で複数の応募がくることもある。事業者選定において地域の高齢化率等も見ながら審査を行っているが、事業計画上優れていれば、一つの中学校区で複数選定することもある。

小坂委員：たまたま同じ中学校区に複数の事業者が選定されたのが多かったということか。

下山田課長：そのとおりである。

鈴木委員：空白となっている中学校区はどこか。

下山田課長：第二中学校区である。前回の委員会（第6期計画期間第6回会議）で報告したところではあるが、元々選定していた事業者が辞退したため空白となった。

鈴木委員：第二中学校区の利用者は、周辺地区の事業所に入居しているのか。

下山田課長：グループホームは市内全域の施設に入居できるため、第二中学校区でニーズがあった場合は他の圏域の施設に入居しているものと思われる。

鈴木委員：現在、第二中学校区が空白であっても問題は起きていないということか。

下山田課長：現状そのような話は聞いていない。

五十嵐委員：資料4のサービス提供エリア拡大について、今までの提供エリアに比べて広範にわたっているが、エリア拡大の背景やエリア拡大による他事業者とのバッティングはないのか。

下山田課長：定期巡回・随時対応型訪問介護看護の募集は、空白の中学校区を含むサービス提供エリアで申請していただく仕組みである。募集時点の空白エリアである南吉成中学校区、生出中学校区、秋保中学校区を含むサービス提供エリアで応募しているため、選定した経過がある。また、他業者とバッティングしている

エリアはある。

板橋委員：資料3の認知症対応型通所介護の廃止について、括弧書きで介護予防と記載があるが、介護予防の部分だけ廃止なのか。

下山田課長：認知症対応型通所介護と介護予防認知症対応型通所介護を指定しているため、両方の廃止である。

板橋委員：認知症対応型通所介護は認知症の方にとって必要なサービスであると常日頃感じているところである。そんな中、地域において地域密着型通所介護は増えているが認知症対応型通所介護はなかなか増えておらず、認知症対応型通所介護の送迎に時間がかかり、その間に利用者が不安を感じていると聞いている。これから認知症が増えると言われている中で、認知症対応型通所介護のサービスが減っていくというのは家族にとっても大変なことであり、とても残念である。

大友係長：認知症対応型通所介護の廃止は残念なことではあるが、引き続き募集を継続していきたいと考えている。

板橋委員：認知症の方向けのサービスの充実を考えていただきたい。

鈴木委員：この認知症対応型通所介護は短時間利用の通所介護なのか。

會田部長：利用時間は通常の通所介護と同様である。なお、現在は地域密着型通所介護を含め通常の通所介護でも認知症の方の受け入れが増えてきている。ただ、認知症に特化したサービスではないということで、利用者にとって専門のサービスを受けたいというニーズもあると思うが、地域の近くの通所介護で提供が可能なサービスであると捉えれば、市全体では認知症の方が利用できる通所介護の整備は進んでいると考えている。

阿部委員：参考資料6-1の整備状況一覧について、認知症対応型通所介護で定員3名の事業所の記載があるが、他の事業も行いながら認知症対応型通所介護を行っているということか。

下山田課長：グループホームを運営しており、その施設を利用して認知症対応型通所介護も行っている事業所である。いわゆる共用型と呼ばれるものである。

阿部委員：グループホームを利用して日中に通所介護を行っている施設は他にもあるのか。

下山田課長：そのような施設もいくつかある。

3. 議事

(1) 地域密着型サービス事業者の指定について（資料7）（参考資料7-1～7-3）

事務局より説明

阿部委員：資料7-1の地域密着型通所介護について、営業時間が午前と午後に分かれているが、午前と午後で別々の利用者を受け入れ、午前と午後通しての受け入れはしないということか。

下山田課長：そのとおりである。

阿部委員：それでもニーズはあるのか。

下山田課長：事業者側でそのように考えている。

阿部委員：このように午前と午後を分けてサービス提供している事業所は市内でどのくらいの割合であるのか。

會田部長：午前と午後に分けて短時間のみのサービス提供をしている事業所がどのくらいあるか具体的な割合はわからないが、一日通してのサービス提供と短時間でのサービス提供を同時に行っている事業所が多い印象である。午前と午後に分けて短時間のみのサービス提供をしている事業所はあまり多くない印象である。

板橋委員：資料7-2の地域密着型通所介護について、お泊まり対応をする事業所であるとのことだが、建物構造概要が他の地域密着型通所介護と同じ記載である。利用者はどこにお泊まりするのか。

佐藤係長：通常、静養室を宿泊室として利用することが多い。

板橋委員：では一日にお泊まりできる人数は決まっているのか。

佐藤係長：そのとおりである。

草刈委員：資料7-1の地域密着型通所介護について、食事提供をしない事業所でも食堂を整備しなければならないのか。

大友係長：厚生労働省の設備基準上、食堂及び機能訓練室を整備しなければならないと定められている。食堂と機能訓練室は兼用で構わない。

草刈委員：資料7-2の地域密着型通所介護について、事業所名にお泊り対応型と記載があるが、一般的なお泊まりデイとの違いはあるのか。

會田部長：事業所名は事業者が任意につける名称であり、お泊まりにも対応する通所介護事業所である。

草刈委員：お泊まりの対応をするのに届出等は必要なのか。

佐藤係長：届出が義務付けられており、厚生労働省で様式を定めている。

草刈委員：本委員会ではお泊まり部分は審議せず、通所介護の部分を審議すればよいのか。お泊まり部分は別のところで審議しているのか。

會田部長：お泊まり部分は届出のみである。お泊まり部分は厚生労働省で指針を定めており、事業者は届出を義務付けられている。

小笠原委員長：質問がなければ、当議案を承認としてよろしいでしょうか。

(異議等なし)

(2) 地域密着型サービス事業者の指定更新について（資料8）（参考資料8-1）

事務局より説明

五十嵐委員：実地指導における改善指示事項に、通所介護計画に位置付けのない屋外での

サービス提供が行われていたとの記載があるが、現場の介護員が事業者の承認を受けずにサービス提供を行っていたのか。または事業者の認識不足でサービス提供を行っていたのか背景を伺いたい。自分が介護員をしていた時に、利用者から外出したいとの要望が多く、現場は利用者の要望を酌んで事業者に屋外でのサービス提供の提案をするが、事業者側は通所介護計画に位置づけがないとの理由で却下していた。

佐藤係長：実際は事業者が基準を理解していない場合もあるし、利用者の希望に応じてサービス提供を行ってしまっている場合もある。そのため、実地指導等において基準を示しながら指導を行っているところである。

草刈委員：屋外でどのようなサービス提供を行っていたのか。

佐藤係長：下肢筋力が低下している利用者に対して、事業所の中だけでは評価できないことを屋外に出かけることで評価している場合がある。また、単なるレクリエーションと機能訓練としての外出の位置づけが曖昧なケースも見られる。

草刈委員：レクリエーションの位置づけとしてのケアプランがあれば問題ないのか。

佐藤係長：そのとおりである。例えば、引きこもり解消の機会を設けるためのレクリエーションをケアプランに位置付けていれば、屋外でのサービス提供は問題ない。

板橋委員：実地指導における改善指示事項に、計画開始前に同意を得られていない事例があったとの記載があるが、ケアプランに家族の同意がないということか。

中野係長：初回の入居時は家族の同意を得ていたが、更新時は家族がなかなか面会に来られず、同意を得ていなかった。家族が面会に来られない場合でも、電話や郵送でのやり取り等を検討するように指導している。

板橋委員：この事業所においては、一人ではなく複数の利用者に対して更新時の同意を得ていない事例があったのか。

中野係長：全員ではないが、家族がなかなか面会に来られない利用者に対してこのような事例が発生していた。

小笠原委員長：質問がなければ、当議案を承認としてよろしいでしょうか。

（異議等なし）

4. その他

小笠原委員長：委員から質問や意見はあるか。

五十嵐委員：特別養護老人ホームの施設長に話を伺ったところ、特別養護老人ホームの待機者が話題になっているが、特別養護老人ホームの入所が原則要介護3以上になったことや、認知症関連の施設が多くなっているため、特別養護老人ホームの稼働率が悪いと言っていた。また、病院関係者から話を伺ったところ、施設の入所者を集めため営業を行っていると言っていた。2025年問題に向けて施

設を増やすために整備を行っているが、2025年以降のことを考えていかなければならぬ。また、公表されている特別養護老人ホームの待機者というのほど今まで実態を把握しているのか。本当に今後も施設を増やし続けるべきなのか。仙台市としてどのようなビジョンを持っているのか伺いたい。

下山田課長：仙台市では3年毎に高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定し、施設種別毎に3年間の整備数を定めている。4年目以降については計画を定めていない。整備数の決め方については、施設への待機者数調査と待機している方々にアンケート調査を実施し、調査結果を踏まえながら整備数を検討している。

阿部委員：65歳になるとそれまで障害者福祉を利用していた方が介護保険優先となるが、実際にそのような方が介護保険を使う時に問題等が発生する事例はあるのか。

會田部長：障害者福祉と介護保険の窓口はどちらも各区の障害高齢課が担当しており、スムーズな連携に努めているが、利用できるサービスの内容や費用負担の考え方の違いなど制度が異なる事による課題はあるという認識である。

阿部委員：費用の負担について、介護保険は原則1割だが平均で8.8%といわれており、総合支援法はもともと1割だったはずが0.26%に様々な事情からなっている。現実には65歳以上になると負担額が増え、サービス量が少なくなるなどの状況が生じている。この点については社会保障審議会で議論され、平成30年からスムーズにするような取り組みが行われていく予定である。仙台市でも障害者福祉と介護保険について、平成30年度からの計画を策定すると思うので、その時にお互いに連携して計画を立てていただきたい。

小笠原委員長：最後に事務局から何かあるか。

次回開催について、事務局より説明